

番号	防火対象物の名称	防火対象物の所在地	命令を受けた者	命令年月日	命 令 事 項
1	北一ビル	郡山市清水台二丁目 13番29号	林 卓	平成30年 5月1日	<ul style="list-style-type: none"> 1 平成30年6月30日までに、防火管理者を選任し届出をすること。 2 平成30年6月30日までに、消防計画を作成し届出をすること。 3 平成30年6月30日までに、消火、通報及び避難の訓練を実施すること。 4 平成30年7月31日までに、統括防火管理者を選任し届出をすること。 5 平成30年7月31日までに、全体の消防計画を作成し届出をすること。 6 平成30年6月30日までに、避難上必要な施設（避難階段及び通路）へ存置されている物品を撤去すること。 7 平成30年6月30日までに、設置されている消防用設備等（消火器、誘導灯）を技術上の基準に適合させること。 8 平成30年9月30日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。
			室井 寿英		
2	マルキン	田村市船引町大倉字鑄田 173番地	佐藤 金利	平成30年 8月7日	<ul style="list-style-type: none"> 1 平成30年12月10日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。 2 平成30年10月10日までに、建物内に誘導灯を設置すること。

3	有限会社小泉書店	田村市船引町船引字 南町通 129 番地	有限会社小泉書店 代表取締役 小泉 祐一	平成 30 年 8 月 8 日	1 平成 30 年 12 月 10 日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。 2 平成 30 年 10 月 10 日までに、建物内に誘導灯を設置すること。
4	株式会社ヤマセハセガワ	郡山市大槻町字福楽沢 59 番地	株式会社ヤマセハセガワ 代表取締役社長 長谷川 勇	平成 30 年 8 月 8 日	1 平成 30 年 11 月 7 日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 2 平成 30 年 11 月 7 日までに、設置されている自動火災報知設備を技術上の基準に適合させること。 3 平成 30 年 10 月 7 日までに、建物全体に誘導灯を設置すること。
5	てる美ビル	郡山市安積三丁目 17 番地	森合 留一	平成 30 年 10 月 5 日	1 平成 30 年 12 月 31 日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。 2 平成 30 年 12 月 31 日までに、2 階に避難器具を設置すること。
6	かねいビル・西いせや	郡山市中町 7 番 2 号及び 17 号	有限会社かねい 代表取締役 橋本 謙一	平成 30 年 10 月 10 日	1 平成 31 年 4 月 9 日までに、西いせや 1 階を除き、屋内消火栓設備を設置すること。 2 平成 31 年 2 月 9 日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。 3 平成 31 年 1 月 9 日までに、建物全体に誘導灯を設置すること。
7	EARTH SHIELD ビル	郡山市富田町字権現林 11 番地	三越土地株式会社 代表取締役 王本 清一 株式会社EARTH SHIELD 代表取締役 吉田 信一郎	平成 30 年 10 月 11 日	1 平成 31 年 3 月 10 日までに、A 棟及び B 棟 2 階に設置されている屋内消火栓設備を技術上の基準に適合させること。 2 平成 30 年 12 月 10 日までに、建物全体に設置されている自動火災報知設備を技術上の基準に適合させること。 3 平成 30 年 12 月 10 日までに、無窓階となる A 棟 2 階及び B 棟 2 階に誘導灯を設置すること。 4 平成 30 年 12 月 10 日までに、A 棟 1 階及び B 棟 1 階に誘

					導標識を設置すること。
8	有限会社仁井田本家	郡山市田村町金沢字高屋敷 139 番地	有限会社 仁井田本家 代表取締役 仁井田 穩彦	平成 31 年 3 月 19 日	<p>製造倉棟</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 31 年 8 月 31 日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 平成 31 年 6 月 30 日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。 平成 31 年 5 月 31 日までに、無窓階となる 1 階に誘導灯を設置すること。
					<p>瓶詰工場棟</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 31 年 8 月 31 日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 平成 31 年 6 月 30 日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。 平成 31 年 5 月 31 日までに、無窓階となる 2 階に誘導灯を設置すること。 平成 31 年 5 月 31 日までに、1 階に誘導標識を設置すること。
9	本田製材所	田村市常葉町西向字米粉原 13 番地 1	本田 実	平成 31 年 3 月 29 日	<ol style="list-style-type: none"> 平成 31 年 7 月 29 日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 平成 31 年 7 月 29 日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。

10	有限会社鎌田商店	田村市船引町北移字大畑 210 番地	鎌田 三郎	平成 31 年 4 月 19 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成 31 年 5 月 7 日までに、消防計画を作成し届出をすること。 2 平成 31 年 5 月 19 日までに、消火、通報及び避難の訓練を実施すること。 3 平成 31 年 5 月 19 日までに、1 階の物品販売業を営む店舗部分に消火器を設置すること。 4 平成 31 年 8 月 19 日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。
11	タカラヤ第 3 倉庫	郡山市日和田町字竹ノ内 5 番地 1	熊田 和廣	令和元年 6 月 27 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和元年 7 月 26 日までに、防火管理者を選任し届出をすること。 2 令和元年 7 月 26 日までに、消防計画を作成し届出をすること。 3 令和元年 7 月 26 日までに、建物に設置されている消防用設備等（消火器・自動火災報知設備）を点検し報告をすること。 4 令和元年 7 月 26 日までに、店舗の主要避難通路（有効幅員 1.6m 以上）及び補助避難通路（有効幅員 1.2m 以上）を確保すること。 5 令和元年 7 月 26 日までに、消火、通報及び避難の訓練を実施すること。 6 令和元年 7 月 26 日までに、統括防火管理者を選任し届出をすること。 7 令和元年 7 月 26 日までに、全体の消防計画を作成し届出をすること。 8 令和元年 7 月 26 日までに、設置されている消防用設備等（消火器）を技術上の基準に適合させること。 9 令和 2 年 3 月 26 日までに、建物全体にスプリンクラー設備を設置すること。

				<p>10 令和元年10月26日までに、設置されている消防用設備等（自動火災報知設備）を技術上の基準に適合させること。</p> <p>11 令和元年8月26日までに、2階店舗部分に避難器具を設置すること。</p> <p>12 令和元年8月26日までに、建物全体に誘導灯を設置すること。</p> <p>13 令和2年3月26日までに、1階及び2階店舗部分に排煙設備を設置すること。</p>
			<p>株式会社北成工業 代表取締役 永山 明</p>	<p>1 令和元年9月6日までに、防火管理者を選任し届出をすること。</p> <p>2 令和元年9月20日までに、消防計画を作成し届出をすること。</p> <p>3 令和元年9月6日までに、建物に設置されている消防用設備等（消火器・自動火災報知設備）を点検し報告をすること。</p> <p>4 令和元年9月6日までに、消火、通報及び避難の訓練を実施すること。</p> <p>5 令和元年9月6日までに、統括防火管理者を選任し届出をすること。</p> <p>6 令和元年9月20日までに、全体の消防計画を作成し届出をすること。</p> <p>7 令和元年9月6日までに、設置されている消防用設備等（消火器）を技術上の基準に適合させること。</p> <p>8 令和2年5月6日までに、建物全体にスプリンクラー設備を設置すること。</p> <p>9 令和元年12月6日までに、設置されている消防用設備等（自動火災報知設備）を技術上の基準に適合させること。</p> <p>10 令和元年10月6日までに、建物全体に誘導灯を設置する</p>

					こと。
12	土屋ビル	田村市船引町船引字 南町通 138 番地	土屋 ケサミ	令和元年 7月 10 日	1 令和元年 10 月 10 日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。
13	K' sビル	田村市船引町船引字下中 田 30-1	石井 賢一	令和元年 9月 8 日	1 令和元年 10 月 8 日までに、建物に設置されている消防用設備等（消火器）を点検し報告をすること。 2 令和元年 12 月 8 日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。
14	福島瓦工業	郡山市日和田町八丁目字 鍛冶ケ入 102 番地 5	福島瓦工業株式会社 代表取締役 薄井 幸夫	令和 2 年 1月 24 日	1 令和 2 年 3 月 23 日までに、設置されている消防用設備等（消火器）を技術上の基準に適合させること。 2 令和 2 年 6 月 23 日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 3 令和 2 年 4 月 23 日までに、設置されている消防用設備等（自動火災報知設備）を技術上の基準に適合させること。 4 令和 2 年 3 月 23 日までに、建物全体に誘導灯を設置すること。
15	株式会社金屋プレス工業	郡山市田村町上行合字西 川原 94 番地	株式会社金屋プレス工業 代表取締役 斎藤 幸成	令和 2 年 2月 28 日	1 令和 2 年 6 月 30 日までに、建物全体に屋内消火栓を設置すること。 2 令和 2 年 6 月 30 日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。 3 令和 2 年 3 月 31 日までに、無窓階となる 1 階部分に誘導灯を設置すること。
16	銀柳ビル	郡山市駅前二丁目 2 番 6 号	有限会社 川口理美容所 代表取締役 川口 惣一郎	令和 2 年 3月 12 日	令和 2 年 6 月 30 日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。
17	ディスカウントショップ 古泉船引店	田村市船引町笹山字岩之 作 741 番地 3	株式会社 TYR 代表取締役 菅原 靖宣	令和 2 年 3月 27 日	1 令和 2 年 6 月 27 日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 2 令和 2 年 6 月 27 日までに、設置されている消防用設備等（自動火災報知設備）を技術上の基準に適合させること。

18	東北化学工業株式会社 郡山工場	郡山市昭和一丁目2番4号	東北化学工業株式会社 代表取締役 橋本 知佳展	令和2年 4月8日	令和2年8月31日までに、工場全体に自動火災報知設備を設置すること。
19	八幡プラザ2号館	郡山市清水台一丁目6番11号、12号、13号、14号	遠藤 節男	令和2年 5月19日	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年9月3日までに、遠藤 節男、渡辺 嵩文、阿南 千佳、塩谷 富士雄所有部分の防火管理者を選任し届出すること。 2 令和2年6月2日までに、齊藤 典昭、横田 諭及び安積国造神社 代表役員 安藤 智重所有部分の、令和2年9月17日までに、遠藤 節男、渡辺 嵩文、阿南 千佳及び塩谷 富士雄所有部分の消防計画を作成し届出すること。 3 令和2年7月19日までに、消防用設備等(消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯)を点検し報告すること。 4 令和2年7月19日までに、防火対象物の点検及び報告すること。 5 令和2年10月1日までに、消火、通報及び避難の訓練を実施すること。 6 令和2年9月17日までに、統括防火管理者を選任し届出をすること。 7 令和2年10月1日までに、全体についての消防計画を作成し届出をすること。 8 令和2年7月19日までに、消火器を技術上の基準に適合させること。 9 令和2年9月19日までに、屋内消火栓設備を技術上の基
株式会社菅家経営センター 代表取締役 菅家 惣一郎	齊藤 典昭	横田 諭	阿南 千佳		

			安積国造神社 代表役員 安藤 智重		準に適合させること。 10 令和2年9月19日までに、自動火災報知設備を技術上の基準に適合させること。 11 令和2年8月19日までに、誘導灯を技術上の基準に適合させること。
			塩谷 富士雄		
20	AQUAビル	郡山市大町一丁目4番2号	株式会社NADIA 代表取締役 舟木 伸太郎	令和2年 6月12日	次に掲げる事項を履行するまでの間、当該防火対象物の2階部分の使用を禁止すること。 1 防火管理者を選任し届出すること。 2 消防計画を作成し届出すること。 3 消火、通報及び避難の訓練を実施すること。 4 1階及び2階に設置されている消防用設備等（消火器、自動火災報知設備、誘導灯）を技術上の基準に適合させること。 5 1階部分に屋内消火栓設備を設置すること。 6 2階部分に避難器具を設置すること。 7 東側1階から2階にかけての階段室に存置している物品及び木製の仕切りを除去すること。

※命令後においても、引き続き履行を促しており、命令事項が履行されるまで、情報提供を行います。

なお、命令の履行期限を徒過したものは、履行状況により告発などの対象となります。

※平成31年5月1日以降の元号は、新元号による応当日に読み替えて適用するものとする。（旧元号によって特定された日）